

食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について (平成21年5月21日食品安全委員会決定)

1 趣旨

平成21年4月27日付けで内閣総理大臣から依頼があった「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価については、窒息事故は様々な要因により生じていると考えられ、既存の専門調査会では対応が困難であることから、食品安全委員会に、委員のほか審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、食品による窒息事故に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) WGは、委員長の指名する委員及び専門委員（別紙）により構成する。 ※
- (2) WGに座長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。
- (3) 座長はWGの会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WGは、科学的視点から調査審議することとし、個別の企業・団体等の責任の有無、程度等については調査審議の対象とはしない。
- (7) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個別の症例について調査審議する場合その他の個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (8) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

※ 別紙省略